国の「公助」は限定化して

くというものである。ま

担の財源を消費税だけに限 り方は、社会保障の公費負

ある。

し、消費税収の範囲に社

た、給付・負担両面の「公

」を強調して、「負担に

民間の「共助」を強化し、

限などである。税財源のあ

抑制、介護施設入所者の制

削減と消費税増税の「一体改

革」を進めようとするもので

の原因としては、高齢によ

れるところでもある。

民の「自助」を基本に、国障のあり方については、国

た。この政府案は、社会保

一体改革」成案を策定し

許さない強力な組織作りを

見合う給付」とすることで

ものである。

会保障を抑え込もうとする

ら医療崩壊が始まってい

る。そうした状況の中で、

今後の組織強化策として

迎えたが、すでに数年前か

今年、国民皆保険50年を

会があるが、経費節減を理 る死亡や閉院にともなう退

由にした退会も増えてきて

そう混迷を深めている。 菅」をめぐって政局はいっ

いる。その一方で「ポスト

日数の大幅減、病床総数の の窓口2割負担、平均在院 策は遅れて たが、復興施 カ月経過し 炭がら5 東日本大

負担、市販類似医薬品の患

具体的には、受診時定額

者負担引き上げ、70~7歳

ている。

0

社会保障を削減しようとし

民主党は、「社会保障と税

こうした時期に、政府・

社会保障と税の

体改革

(2)

監査室に対し要請を行っ

労省保険局医療課・指導

医協で公開議論を尽く

④保団連が昨年要望し

由を明らかにすること、

の結果を受け対応する_

監査要綱の改定の際は中

保団連は7月21日、

查見直

明確な回答避け

事らが出席した。厚労省 団連副会長、八木秀満理 た。保団連から田辺隆保 補佐の遠山明広氏らが応 からは、医療指導監査室 要請では、①指導大綱、

した中間取りまとめ報

内部折衝については

また日本医師会等との

「行っていない」と否定

導等の選定に使用される 今年度から集団的個別指 知の情報開示の実施、③ を明らかにすること、② 高齢者」を含むことの理 個人情報が含まれない通 し、現時点での検討内 る検討チーム』が昨年出 省は、「『保険医療機関等 ぐる動きについて厚労 た「指導、監査改善要求 証及び再発防止に関す 18項目」を要請した。 に対する指導・監査の検 この間の指導等をめ

(右) 告書で『指導対象の選定

厚労省に要請書を手渡す田辺副 会長

るが、結果的に大綱の見 直し』が指摘されている 直しとなる可能性もあ 要に応じ見直していき の意見を参考にして必 が、指導対象の選定方法 方法とそのあり方の見 で対応できる場合もあ 手を付けなくても通知 たい。指導大綱の本体に については関係各方面 月以降、劇的に変わると で開示できないものが定 たことに対しては、「法律 扱いについては「来年4 数算出根拠の開示を求め 集団的個別指導の平均点 は言えない」と述べた。 した。指導、監査の取り

る。検討チームでの論議

は、保険請求の適正を阻 応したい。 開示について められており、適正に対

と大企業の責任を国民に転 げようとしている。 て、法人実効税率は引き下 そして他方では、大企業 政府案は、このように国 国際競争力を理由にし

嫁し、際限のない社会保障 保団連加盟団体会員総数は ばならない。8月1日付の 取り組みをしていかなけれ いように、組織を挙げての 体改革」を決して許さな

10万3570人で、最近は 保団連は、「社会保障と税の

伸び悩みの傾向にある。そ を 保障制度の早期再開が待た

会員が強力な組織作りに取 の改善に向けて、すべての 今こそ、医療と社会保障

て厚労省は「後期高齢者 番号制、 は 個 を丸 裸に

参加した。 7月30日、福岡市内で開 出を予定されている「共 かれ、市民ら200人が 府主催のシンポジウムが 通番号制」について、政 今秋にも国会に法案提

> 不安の声が出された。 すましの発生」について

政府は、今後2年をか

個人情報が含まれない

るため、国民の生活実態、 と税制を公正・透明にす 務官は挨拶で、「社会保障 和田隆志内閣府大臣政 用を視野に入れた制度構 つながる」、「民間での活

導入に反対する立場か

団連は、社会保障削減に

(5都道県では終了)。保

保団連共済部長

ジウムを行うとしている け、各都道府県でシンポ

ご報告

談話

つながる共通番号制度の

求の疑義などの講習会、あ 審査、指導、監査、病院の け」、「訪問」などとともに、 る。こうした、「頼りにな 推進することが重要であ るいは医療運動の研究会な 適時調査、日常的な保険請 退会者対策、「紹介・声か とが効果的であるが、休業 は、新規開業医・承継対策、 済制度を併せて取り組むこ る医会・協会」の宣伝と共 」地域を基礎にした活動を

害する恐れがある等の理 のレセプトを平均点数の 要望には応じなかった。 計算に含めた理由につい 由から適切ではない」と 最近、後期高齢者医療 平均点数の算出にも含め 医療制度は医療制度の 労省の方針を出したかど てよいとしている」と厚 老人保健制度の時期から 役を担っているもので、 対する立場から意見を述 てようとするのか不明 号制度をどのように役立 ような社会をめざし、番

うかの明言を避けた。

確。国民的議論も不十分 所や医療機関にある個人 だ」と指摘した。また「役

報告書」が出されてから 昨年の「中間とりまとめ

このやり取りの中で、

れていないことが判明し 討チーム』会議は開催さ 現在までの約半年間、『検

政府主催シンポで日弁連指摘

れる」とプライバシー侵 すれば、個人が丸裸にさ 情報を必要もなく一元化

害の危険を指摘した。

八情報の漏洩」や「なり

会場の市民からは、「個

やIT企業家らが、「行政 番号制度だ」とし、早期 要ある。そのための共通 の効率化、ムダの削減に 導入を目指す考えを強調 負担と給付を把握する必 ンでは、日本経団連役員 パネルディスカッショ

副委員長)が、導入に反 弁連情報問題対策委員会 築が必要」などと述べる 方、武藤糾明弁護士(日 ている。 ら、各協会・医会に、各 地で開催されるシンポジ ウムへの参加を呼びかけ

も 月刊保団連』9月号 どこでも、 国民皆保険 誰でも~の医療の現状 50 年 ど読 ころ ・小いつで

> 災の際特別措置として実 を行うと共に、阪神大震 受給手続きの簡略化など

営委員会にて了承を得ま 月31日の臨時共済制度運 見舞金支給を決定し、7 を満たす加入者への災害

掛金払い込み猶予措置や

の役割を改めて評価し、 し、この結果世界有数の長寿国となった。皆 保険医の努力による提供体制によって確立 療サービスを直接受けられる皆保険制度が、 保険50年目の今、憲法25条に基づく医療保障 るための課題を明らかにしている。 つでも、どこでも、誰でも必要かつ十分な医 国民のだれもが公的医療保険に加入し、 今後さらに発展させ

/湯浅健夫 |宮厚美/萩原伸次郎/馬場淳/芝田英昭

見舞金支給に関する公告 保険医休業保障共済制度の災害

武藤氏は、「政府がどの

- 金、一加入者50万円を支給する。 護医療の従事は休業扱いとする) 診を余儀なくされた加入者。但し、救急、救 流失により診療再開ができず30日以上の休 (基準:震災で医療機関が全半壊・全半焼・ した者に対し、別掲の基準に基づき災害見舞 本制度加入者で、東日本大震災により被災
- 2 災害見舞金の財源は、弔慰給付金に関わる団 措置と同基準による措置である。 体定期保険の配当の一部を充てるものとする。 今回の措置は阪神大震災の際とった特別

舞金に関する休保の災害見 災会員にお見舞を申し上 援に御礼申し上げます。 げますと共に、 被災医療 機関に対する全国的な支 一般の震災対策として、 共済制度においては、 東日本大震災による被 の保団連理事会におい その結果により6月25日 日~6月24日)を依頼し、 医会に組織討議(4月27 と経過を踏まえ、各協会・ 実施を決めたものです。 委員会での協議を始め、 度にわたる共済制度運営 見がさまざま出され、2 て、阪神大震災と同基準 議論を尽くし、最終的に 措置についても賛否の意 以上のような支給実績

安定を目的とした制度で 傷病による休業時の生活 いても検討してまいりま あり、加入者自身に傷病 の災害見舞金の支給につ 済制度(以下、休保制度) 施した保険医休業保障共 休保制度は、加入者の ますようご案内いたしま 協会までご連絡いただき おかれましては、所属の すが、公告の基準に該当 対しご案内をしておりま すると思われる加入者に 該当協会から加入者に

ら、阪神大震災時の特別 できません。このことか ていても、規程上給付は がなければ長期に休業し ようお願いいたします。 理解とご協力を賜ります 今後とも本制度へのご